四　当該特定事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類
五　当該事業者がそれぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することを示す書類
六　当該特定事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
七　当該特定事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

3　特定事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項及び第五十四条第三項において「特定事業再編に係る資金計画」という。）を含む特定事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定事業再編に係る資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書
二　特定事業再編債権者（特定事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類
三　個々の特定事業再編債権者の債権放棄額及び特定事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類
四　特定事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類
五　減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類
六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第五十四条第三項において「特定事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

4　第一項の認定の申請に係る特定事業再編計画の実施期間は、十年とする。

（特定事業再編計画の認定）

第十八条　主務大臣は、法第二十六条第一項の規定により特定事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第26条第１項の規定に基づき同法第２条第12項に規定する特定事業再編を実施する者として認定する。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十六による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第二十七により、当該認定の日付、当該認定特定事業再編事業者の名称及び当該認定特定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十九条　認定特定事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2　法第二十七条第一項の規定に基づき特定事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定特定事業再編事業者は、様式第二十八による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書及びその写しの提出は、認定特定事業再編計画の写し（変更後の特定事業再編計画が新たに特定事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定特定事業再編計画の写し及び第十七条第三項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

4　第二項の変更の認定の申請に係る特定事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定事業再編計画に従って特定事業再編を実施した期間を含め、十年とする。

5　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十六条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十八条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第27条第１項の規定に基づき認定する。」

6　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十九による通知書を当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

7　主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第三十により、当該認定の日付、当該認定特定事業再編事業者の名称及び当該認定特定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特定事業再編計画の変更の指示）

第二十条　主務大臣は、法第二十七条第三項の規定により認定特定事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一による書面を当該変更の指示を受ける認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

（認定特定事業再編計画の認定の取消し）

第二十一条　主務大臣は、法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による書面を当該認定が取り消される認定特定事業再編事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定特定事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第三十三により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

第三節　特例措置

（株式の併合に関する特例に係る認定の申請）

第二十二条　法第三十三条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特定事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項の書類に加え、資本金、資本準備金又は利益準備金（第一号において「資本金等」という。）の額の減少と同時に行う株式の併合が法第三十三条第一項各号のいずれにも該当することを示す書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容
二　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容

（会社が発行済株式の全部を有する株式会社に準ずるものとして主務省令で定める法人）

第二十三条　法第三十四条第一項の主務省令で定める法人は、次のいずれかに掲げるものとする。

一　法第三十四条第一項の認定事業再編事業者である株式会社がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）又は外国法人
二　法第三十四条第一項の認定事業再編事業者である株式会社及び特定完全子法人（当該認定事業再編事業者である株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げる法人及び外国法人をいう。以下この号及び次項において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人又は外国法人

2　前項第二号の規定の適用については、同号に掲げる法人又は外国法人は、特定完全子法人とみなす。

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十四条　法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百一条第五項に規定する法第百四十条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業再編事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事